手足の不自由な子どもたち



10/11

特集 卒業後の生活5 ~グループホーム~



第39回 (令和2年度) 肢体不自由児・者の美術展入賞作品『お父さんと見た お花畑』 小柳 さくら子



令和3年度/No.400 10/11 October—November

特集 卒業後の生活5~グループホーム~

Contents

広場	地域生活を考える ~12年間の学校生活の先の現状~	石橋	吉章…2
Sec.1	重度障害者の地域生活設計 ~グループホームの生活環境整備~	綿	祐二…4
Sec.2	1. 親の思いに突き動かされ開設したグループホーム「野ぶどう」~設置・運営から見えてくる課題と障壁~	大垣	勲男…14
	2.「父母の会」が立ち上げた重い障害のある人の暮らし	久門	誠…20
	3.「重い障害がある方でも、その人らしく 生き生きと地域で生活する」を支える	森下	浩明…26
Sec.3	大きな法人でのグループホームの事例 〜肢体不自由を中心に〜	吉川	明行…31
Sec.4	府中市(東京都)におけるグループホームの取り組み 〜経過と現状・課題〜	西海	洋一…38
Sec.5	グループホームでの医療的生活支援行為・医療的ケア	北住	映二…44
Sec.6	報酬改定に伴うグループホームの改定内容と制度の方向性について	栗原	拓也…50
今号の)表紙	(柳さく	(ら子…54



地域生活を考える

~12年間の学校生活の先の現状~

思います。 け入れ側も不安をもって対処し、ご苦労されていることと する現場実習が中止となったり、体験や面談もない新たな 事態宣言・まん延防止等重点措置など)は、進路先を選択 どもたちにとって、新型コロナウイルス感染症対策 方法で決めることが多くみられ親とともに不安が続き、受 12年間に渡る学校生活を終え、社会に地域にはばたく子 方は、 親子とともに地域での生活を前提に考えていました。 察しますが、在宅・施設入所が進路先となります。そして、

てみたいと思います。 子どもが12年間過ごした後の生活の場について振り返っ

今一歩」の方は、職能技術を身に付けるために親から離れて、 えるようにと努力してきたお父さん、お母さんはホットし、 が学校に通えるようになりました。子どもたちが学校に通 が昭和5年にようやく実現し、全員就学が始まり、子ども 祉サービス事業所や地域活動支援センター)へ、「就労は 祉的就労の地域作業所(現在の就労継続を含む指定障害福 等部に進学した頃から考え始めます。卒業後の多くは、 まずは学校生活に関心をもちました。卒業後のことは、 教育の機会均等の理念に基づき、「特殊教育」の義務化 高

> 職業訓練校(寮生活、2年間) 専門学校や大学に進学、 卒業後同時は数少ないと推 を経て就職、「学業を望む

橋

予定していた親にとっては大きな影響、不安を覚え、子ど 地域へ)でコロニーから地域へは、終の棲家を施設入所との施行、平成16年の知的障害者施設の解体宣言(施設から 特別支援学校入学と同時に考えるようになってきてい 見て施設入所の将来設計から一気にどこに住まわせるかを も障害福祉サービスを使って家庭でともに過ごし、時期を の批准、障害者差別解消法(合理的配慮)の制定で卒業後 ホームを考えるようになります。加えて、障害者権利条約 もの生活基盤として福祉ホーム(主に妻帯者)、グループ その後、障害者総合自立支援法(現在の障害者総合支援法 祉サービスの利用が 平成10年の社会福祉基礎構造改革(中間報告)で障害福 「措置」から「契約」になりました。

卒業後の社会参加のあり方は、 地域によって全く対応が

編集委員

学校で習得した美術関係のことを在宅でされる方もいま では、親が集まる場を設ければ助成し、作業所が作られて 先達の父母の会の運動・努力が基礎を作っています。 で懇談会を設け、卒業後の社会参加を協議しているのは、 加の場を建設するとともに年2回程度の福祉行政と学校間 市行政が子どもの在宅生活ゼロを目指して計画的に社会参 ながっています。A市では、「措置」の時代から今日まで、 政が助成をして作業所となり、その運営過程から自ずとホ 親たちが資金を出し合い運営してその実績が認められ、 の居場所は、地域や教会の集会所や行政機関の一角であり、 が地域の生活資源が整っていない「措置」の時代です。そ 親が集い、子どもの居場所を考え、作業所を作っていくの ると前述しましたが、ほとんどの方は、高等部の進学時に 違っています。これは、学校設置法で特別支援学校の設置 います。このような事例が多いのではないかと思います。 ームヘルパー事業に取り組み、今日の生活介護事業所につ よると思われます。将来を考える時期が年々早くなってい 者が県行政で、 地域での生活は、市町村行政にあることに B 市

ないのが現状です。一般社団法人全国肢体不自由児者父母 活援助の開設は、難しいことが示されています。 活援助の支援体制の在り方」検討事業のアンケート調査や の会連合会(全肢連)が実施した「重度障害者対応共同生 同生活援助事業所に期待をしましたが、なかなか増えてい され、重度重複障害のある方、医療的ケアを要する方の共 共同生活援助事業者との面談からも重度障害者対応共同生 グループホームとケアホームが障害者総合支援法で統合

なケースがあります。 グループホームの立ち上げは、 アンケートから次のよう

- 1 障害者総合支援法施行以前、または直後に開所した共 同生活援助 (グループホーム) は、
- ①親が通所作業所、生活介護事業所を立ち上げ運用 ている経緯から子どもの将来を案じて共同生活援助

を作られるケース

- ②親の運動に共感して集まった支援者 大きな社会福祉法人に委託しています。 の先生が多い) が作るケース…運営上(人材と管理 (特別支援学校
- ③重症心身障害児の通園施設から子どもの生末を案じ て共同生活援助を作るケース
- がありますが①②が多く、③は稀で、 ④新しい「日中活動支援型」は、 や株式会社により作るケース 大きな社会福祉法人

④はこれからで

- 2 所がありません。 「契約」となったためか行政が積極的に関与する事業
- 3 動や家庭での居宅介護サービス利用に課題がありま 既存の共同生活援助は、週末家庭で過ごしていて、移
- 4 重度重複障害者が地域で過ごせるよう、人材の確保と ともに障害支援区分や加算等の報酬で構成する経費を 含めて共同生活援助事業制度の見直しが必要です。

る社会を私たちの手でつかみ取りに行かなければなりませ 無に関係なく、子どもが目指す社会にはばたくことができ 障害者基本法の改訂、及び障害者差別解消法では障害の有 結びに、国際障害者年にはじまり障害者権利条約の批准

必要です。 「真の共生社会」の実現に向って、 まだまだ父母の力が